

この秘密保持契約を結んでよいか（給水器メーカーに試作を渡す場面）

株式会社ハルミズ様　ご相談の対象：相手方から提示された秘密保持契約書（全8条）
貴社の状況：創業6年目です。携帯用浄水ボトルを発売して4年、年商は1.2億円で、特許・意匠・商標を1件ずつ持っています。業務用の給水器メーカーから引き合いがあり、相手方が用意した秘密保持契約書を結ぶよう求められています。
2026年9月16日にいただいたご相談について、調べた結果と当所の結論をまとめました（2026年9月18日時点）。
※本資料は月額サービス「特許マンの知財担当」の見本です（株式会社ハルミズと製品・貴社が持つ権利・この契約書は架空／引用した法令と、一般的な条項例の記載は実在）。ほかの見本と同じ会社が、権利を持ったあとの場面です。

この秘密保持契約を、いまの文面のまま結ぶことはお勧めできません

- 予定2026年10月27日に貴社は給水器メーカーへ試作品と図面を渡す予定です。
- 根拠貴社が伝えた情報を相手方が社内の別の開発に使っても、貴社は契約を理由に、その情報を使うことをやめさせにくくなります。目的外使用の禁止の条項が無く、目的の書き方も広いためです。
- 判断下の「2」の材料をもとに、第2条の目的の書き直しと、目的外使用の禁止の追加（契約の終了後も5年つづく形で）の2つを相手方に求めるかをご検討ください。

1. 契約書を1条ずつ見た結果（入っていない条項も取り上げます）

一般的な条項例と照らしています。

条項	書いてあること	どちらが得か	相手方に聞くこと
第2条（目的）	「協業の検討」とだけ書かれています	相手方が得	何の製品についての検討かを書き入れてもらえるか
★入っていない条項 目的外使用の禁止	この契約書にはありません	相手方が得	秘密を守る義務とは別に、この条項を入れ、契約の終了後も5年つづけてもらえるか
第5条（解約）	いつでも解約できるのは相手方だけです	相手方が得	（第5条の変更は求めません。相手方が解約しても、秘密を守る義務はその後5年つづきます）
第8条（残存）	相手方が秘密を守る義務は、契約の終了後も5年つづきます	貴社が得	（求めることはありません）

「どちらが得か」は、その条項があることで得をする側です。入っていない条項の行は、その条項が無いことで得をする側を書いています。全8条のうち、表にない第3条（秘密を守る義務）・第4条（第三者への開示の禁止）・第6条（返還）・第7条（損害賠償）は一般的な書き方でした。第1条（契約期間）は下の「2」で取り上げます。試作品を分解して調べることを禁じる条項も、貴社が伝えた情報をもとに相手方が特許を出願したときの扱い（出願してよいか・権利がどちらのものになるか）を決めた条項も、この契約書にはありません。

2. この契約を結んでよいかを決める材料（伝わる範囲・条項の釣り合い・終わった後も続く義務）

相手方に何が伝わるか
貴社が相手方に渡す試作品の図面と、貴社が相手方に説明する、活性炭を詰める順番と締め付けの強さです。
図面と、詰める順番、締め付けの強さがそろえば、相手方は同じものを作れます。

相手との釣り合いは取れているか
目的の書き方が広いこと・目的外使用の禁止が無いこと・解約の3点が相手に寄っています。
相手方が試作品を見たあとに同じものを作っても、それをやめさせる条項がこの契約書にはありません。相手方に求めるのは目的の書き直しと目的外使用の禁止で、解約は求めることに入れていません。解約後も秘密を守る義務が5年つづくためです。

契約が終わった後も続くのは何か
相手方が秘密を守る義務は、契約が終わったあとも5年つづきます。
この契約で秘密を伝えるのは貴社だけなので、秘密を守る義務を負うのは相手方です。相手方は、契約期間中に貴社から受け取った情報について、第8条により契約が終わったあとも5年、秘密を守る義務を負います。契約期間は第1条で3か月ですが、相手方が解約すれば早く終わります。契約が終わってから伝える情報は、この契約の対象から外れるおそれがあります。

3. 決めること・すること

貴社が決めること | 10月9日までに

- 第2条の目的の書き直しと目的外使用の禁止を、相手方に求めるかをお決めください。受け入れてもらえないときは目的が広いままなので、伝える範囲を次の2つのどちらかに絞ることになります。
- ①試作品を見せるだけにします。
 - ②試作品の図面は渡し、活性炭を詰める順番と締め付けの強さは伝えません。
- ①②のどちらでも、伝えた日付と中身の記録を残し、渡す図面や書面には秘密であることを書いてください。不正競争防止法で守ってもらうには、貴社が秘密として扱っていることが、社内の人にも相手方にも分かる形になっていることも要ります。

当所がすること

- 決まりましたら** 第2条の目的の書き直しと目的外使用の禁止の追加を相手方に求めるなら、相手方が直した契約書の全8条を読み直し、加えた禁止が契約の終了後も5年つづく形になっているかも確かめます。貴社がこの2つを求めず、いまの契約書のまま結ぶなら、渡す図面や書面に秘密であることを示す方法と、社内で秘密として管理する進め方をお伝えします。
- 見直し** 相手方が変わったとき、伝える範囲を広げるとき、契約が終わったあとも相手方に情報を伝えそうなときは、ご希望があれば、この書面を作り直してお渡しします。

Q. 相手方の契約書は直してもらえますか

直るかどうかは相手方しだいです。第2条の目的に製品名を書き入れても、目的の外で使うことを禁じる条項が無ければ、相手方が使える範囲は絞れません。

Q. 契約を結べば、真似されても大丈夫ですか

いいえ。この契約書には、貴社が伝えた情報を相手方が別の開発に使うことを禁じる条項がありません。目的外使用の禁止を加えれば、使われたときに損害の賠償などを求める根拠になります。同じものを作ること自体をやめさせる力が強いのは、特許権や意匠権です。渡す前に、試作品が貴社の特許や意匠の権利範囲に入っているかを当所で確かめます。

<この書面の前提と、言えないこと>

前提 この書面は、今回伝えるのが、試作品の図面、活性炭を詰める順番、締め付けの強さの3つだけであることを前提にしています。この前提と違うところがあれば、お知らせください。結論が変わることがあります。

調査記録 1条ずつ読み取った記録は、別紙「調査記録」でお渡しします（お手元のAIで中身を確認されるデータも添えます）。

見えていないもの 当所が読んだのは、いただいた契約書だけです。今回していないこと：相手方との過去のやりとりと、貴社がほかに結んでいる契約（貴社が相手方に既に渡した資料や、同じ相手方と結んでいる別の契約があれば、この書面の結論は変わります）。

言えないこと 契約書に書かれていないことまでは申し上げられません。この契約で争いが起きないことを保証するものではありません。秘密保持契約書の作成・修正、交渉の代理は別途お見積りいたします。

知育特許事務所 弁理士 米田 恵太 / 日本弁理士会登録番号第16197号